



# 京都府公報

号外 第37号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京都府  
政策法務課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目次

公 安 委 員 会	ページ		
○京都府道路交通規則及び京都府公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則	1	○平成19年京都府公安委員会告示第70号の廃止	9
○京都府公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則	7	○電子情報処理組織による申請等及び処分通知等の方法等に関する告示	〃
		○電子情報処理組織による申請等及び処分通知等の方法等に関する告示	10

## 公 安 委 員 会

京都府道路交通規則及び京都府公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月12日

京都府公安委員会  
委員長 池坊由紀

### 京都府公安委員会規則第13号

#### 京都府道路交通規則及び京都府公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則

(京都府道路交通規則の一部改正)

第1条 京都府道路交通規則(昭和35年京都府公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第10項中「廃棄しなければ」を「廃棄(第6項に規定する場合にあつては、当該駐車許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去)しなければ」に改め、同条中同項を第11項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、同条第6項中「当該駐車許可証を車両」を「当該駐車許可証(前項に規定する場合にあつては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの)を当該車両」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第4項の駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、次項の規定に基づく掲出を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成するときであつて当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

第12条の2第1項中「者は、」の右に「安全運転管理者については」を、「1通を」の右に「、副安全運転管理者については別記様式第10号の2の届出書1通を」を加え、同条第2項第1号中「安全運転管理者等の」を「安全運転管理者等で運転免許を受けていない者にあつては、」に改める。

別表第1の2中「久御山町道場内30号」を「久御山町道場内30号線」に改める。

別記様式第10号及び別記様式第10号の2を次のように改める。



様式第10号の2 (第12条の2関係)

※届出番号	署名	副安全運転管理者届出番号

## 副安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

京都府公安委員会 殿

① 届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

(法人名)

副安全運転管理者を選任、解任  
届出記載事項(①・③・⑤・⑨)を変更

} したので

(役職)

(氏名)

〒 -

お届けします。

住 所

(電話) - - - )

② 選任年月日	令和 年 月 日			⑨ 使 用 の 本 拠	(ふりがな)												
③ 副安全運転管理 者氏名	(ふりがな)																
④ 資格要件	生年月日 (年 齢)	大 昭 年 平	年 月 日 (歳)		位置												
	1 運転の管理 経験 1年以 上	2 運転の経験 期間 3年以 上	3 公安委員 会の認定		安全運転管 理者の氏名												
⑤ 職務上の地位	1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他 ( )			業種別			1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 鉄・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他 ( )										
⑥ 副安全運転管理 者が運転免許を 持っている場合	免許の種類			⑩ 使 用 の 本 拠 に お け る 自 動 車 台 数	乗用			貨物			大	小	大	普	計		
	免許年月日	..	..	大 型	中 型	準 通	普 通	輕 型	大 型	中 型	準 通	普 通	輕 型	特 殊		二 輪	
	免許証等番号				一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種			
⑦ 副安全運転管理 者の勤務の態様	勤務	日勤 隔日 その他 ( )			⑪ 運 転 者 数	免 許 種 別	大 型	中 型	準 通	普 通	大 特	大 自	普 自	小 特	計		
	他の副安全運転 管理者の有無	あり ( 名 ) なし			一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種			
⑧ (一) 副の運 転安 全 略 管 理 歴 に 關 す る 經 歷 )	勤務期間	勤務所名		職務上の地 位	業務内容												
自 ..																	
至 ..																	
自 ..																	
至 ..																	
自 ..																	
至 ..																	
自 ..																	
至 ..																	

備考

「住所  
別記様式第18号の9中 「住所」を「<sup>フリ</sup> <sup>ガナ</sup>」に改める。  
氏名」  
生年月日」

別記様式第25号を次のように改める。  
様式第25号（第24条の4関係）

年 月 日

京都府公安委員会 殿

名 称

住 所

代表者

記 載 事 項 變 更 届

第1項

指定講習機関に関する規則第4条 の規定による記載事項の変更の届出をします。

第3項

記

1 変更する事項（書類の内容）

2 変更後の事項（書類の内容）

3 変更日

別記様式第37号及び別記様式第38号の7中に次のように加える。

3 変更日

別記様式第39号及び別記様式第40号を次のように改める。

様式第39号（第24条の16関係）

運転経歴証明書交付等申請書				第 号
<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書の交付 <input type="checkbox"/> 運転経歴情報の記録		年 月 日		
京都府公安委員会 殿				
フリガナ		生年月日	年 月 日	
氏 名				
住 所	電話			
運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードのうち現に有するもの		運転経歴証明書・運転経歴情報記録個人番号カード		
運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの		運転経歴証明書・運転経歴情報記録個人番号カード		

この線から下は記載しないこと

《免許証の写し》

(表)

(裏)

申請理由		申請取消（同時申請・後日申請）・失効																
申請取消受理番号			申請取消取扱所属	署	取扱者													
申請取消（失効）年月日		年 月 日	経歴証明書等取扱所属	署	取扱者													
運転経歴の内容	生年月日	年 月 日	番 号															
	交付日		照会番号															
	住 所																	
	区分	1 · 2 · 3																
	取得年月日	免許の種類 (○印のもの)	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け	
	二・小・原		型	型	型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	二	特	引
	その他		年 月 日	二	二	特	付	引	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
第二種	年 月 日																	
申請取消年月日の確認 1 取消通知書 2 試験課のデータ 3 取消年月日			写 真			経歴証明書受領欄	交付年月日			年 月 日								
			(縦 3.0cm × 横 2.4cm)				交付時刻			時 分								
			撮影正面・上三分身 無帽・無背景			交付者印												

様式第40号（第24条の17関係）

## 運転経歴証明書記載事項等変更届（登録票）

年 月 日

京都府公安委員会 殿

フリガナ		電話	
本人氏名		生年 月日	
代理人氏名	続柄（ ）	電話	
代理人住所			

次の枠内は、変更する事項のみ記入してください。

新	フリガナ		その 他	
	氏名			
	住所	〒 -		
旧	フリガナ		その 他	
	氏名			
	住所	〒 -		

備考 経歴証明書の写し等を添付してください。

変更事項	フリガナ		生年 月日	年 月 日	
	氏名				
	住所				
氏名 住所 その他 訂正	現に 交付を 受け て いる 運転 経歴 証明 書等	交付	年 月 日		
	経歴 証明書 番号	第	□□□□□□□□□□□□	号	交付公安委員会
	経歴 情報記録 番号	第	□□□□□□□□□□□□		公安委員会 記録等公安委員会 公安委員会
免 許 年 月 日	第一種 免許	二・小・原	年 月 日		
		その他	年 月 日		
	第二種免許		年 月 日		
免許の種類 〔該当するものを○で囲んでください。〕		大中準普大中普小原け大中普大け 中自自特引 型型型通特二二特付引二二二二二			

資料区分	住所	氏名	住所+氏名	呼び名修正
記載変更 51	1	2	3	8
生年月日・性別修正 50				

登録番号 \_\_\_\_\_

受付所属	取扱者印	登録者印

（京都府公安委員会審査請求手続規則の一部改正）

第2条 京都府公安委員会審査請求手続規則（平成28年京都府公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第22条中「提出書類等閲覧等請求書（別記様式第31号）」を「当該申立ての内容を記載した書面」に改める。

別記様式第31号を次のように改める。

様式第31号 削除

## 附 則

- この規則は、令和7年12月15日から施行する。
- 第1条の規定による改正前の京都府道路交通規則に規定する様式による用紙は、当分の間、同条の規定による改正後の京都府道路交通規則に規定する様式による用紙とみなし、所要の修正をして使用することができる。



京都府公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

令和7年12月12日

京都府公安委員会  
委員長 池坊 由紀

### 京都府公安委員会規則第14号

#### 京都府公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

京都府公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年京都府公安委員会規則第16号）の全部を改正する。

##### （趣旨）

第1条 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条及び京都府行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年京都府条例第19号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条から第6条までの規定により、公安委員会等が所管する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）又は条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

##### （定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）公安委員会等 京都府公安委員会（以下「公安委員会」という。）、京都府警察本部長（以下「警察本部長」という。）及び警察署長をいう。
- （2）法令 法律、法律に基づく命令、条例及び執行機関の規則（規程を含む。）をいう。
- （3）電子署名 次に掲げるものをいう。  
ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名  
イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務

員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

- （4）電子証明書 申請等をする者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。
- （5）申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第3条第8号及び情報通信技術利用条例第2条第6号に規定する申請等をいう。
- （6）処分通知等 法第3条第9号及び情報通信技術利用条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。
- （7）縦覧等 法第3条第10号及び情報通信技術利用条例第2条第8号に規定する縦覧等をいう。
- （8）作成等 法第3条第11号及び情報通信技術利用条例第2条第9号に規定する作成等をいう。
- （9）手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語の意義は、情報通信技術利用条例で使用する用語の例による。

##### （手続等の公示）

第3条 公安委員会は、手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、次に掲げる事項をあらかじめ公示するものとする。

- （1）手続等の名称
- （2）手続等の根拠となる法律及び法律に基づく命令又は条例等の名称及び条項  
(電子情報処理組織による申請等)

第4条 法第6条第1項及び情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

- 2 電子情報処理組織を使用して申請等を行おうとする者は、当該申請等に係る事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならぬ。
- 3 前項の規定により申請等を行う者は、公安委員会又は警察本部長が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載若しくは記録されている事項又はこれらに記載若しくは記録すべき事項を、併せて入力しなければならない。
- 4 前2項の規定により申請等を行う者は、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。
- (1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2 第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定により登記官が作成した電子証明書
  - (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書
  - (3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
- 5 公安委員会等は、第2項の規定により申請等を行う者が、第3項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であつて、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができます。
- 6 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定により当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。
- （申請等に係る署名等に代わる措置）
- 第5条 法第6条第4項及び情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（第4条第4項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。
- （申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）
- 第6条 法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又

- は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合
  - (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると公安委員会又は警察本部長が認める場合
  - (3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第2項又は第3項の規定による入力が困難である場合
  - (4) 前3号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能な場合又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合
- 2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。
- （処分通知等の手続）
- 第7条 公安委員会等は、法第7条第1項及び情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。
- 2 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。
- 3 前項の場合において、公安委員会等は、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。
- （処分通知等を受ける旨の表示の方法）
- 第8条 法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。
- (1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
  - (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会又は警察本部長の定めるところにより行う届出
- （処分通知等に係る署名等に代わる措置）
- 第9条 法第7条第4項及び情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第10条 法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会又は警察本部長が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第11条 公安委員会等は、法第8条第1項又は情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、公安委員会等の指定する電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第12条 公安委員会等は、法第9条第1項又は情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

2 情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、公安委員会等が所管する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、警察本部長が別に定める。

## 附 則

- この規則は、令和7年12月15日から施行する。
- この規則による改正後の京都府公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第6条第2項の規定は、同項に規定する日がこの規則の施行の日以後である申請等について適用する。

## 京都府公安委員会告示第206号

平成19年京都府公安委員会告示第70号は、令和7年12月14日限り廃止する。

令和7年12月12日

京都府公安委員会  
委員長 池坊 由紀

## 京都府公安委員会告示第207号

電子情報処理組織による申請等及び処分通知等の方法等に関する告示を次のように定める。

令和7年12月12日

京都府公安委員会  
委員長 池坊 由紀

## 電子情報処理組織による申請等及び処分通知等の方法等に関する告示

(申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準)

第1条 京都府公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年京都府公安委員会規則第16号。以下「規則」という。）

第4条第1項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等（規則第2条第1号に規定する公安委員会等をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

(申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている、又は記載すべき事項を入力する方法)

第2条 規則第4条第3項により申請等を書面等で行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている、又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキヤナその他の画像読み取り装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

(規則第4条第4項に規定する公安委員会が定める場合)

第3条 規則第4条第4項に規定する公安委員会が定める場合は、公安委員会が指定する申請等ごとに、公安委員会により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ公安委員会が指定する措置を講じる場合とする。

(申請等を行った者を確認するための措置として公安委員会が定める措置)

第4条 規則第5条に規定する申請等を行った者を確認するための措置として公安委員会が定める措置は、前条に規定する措置とする。

(処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準)

第5条 規則第7条第1項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、同項に規定する公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

(処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により受けることを希望する旨を届け出る方法)

第6条 規則第8条第2号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、規則第4条第2項に規定する方法によって公安委員会等に届け出るものとする。

(書面等への文字等の表示)

第7条 規則第6条第1項の場合において、規則第4条第2項及び第3項の規定により申請等を行う者は、書面等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に係るものに限る。）を提出しようとするときは、公安委員会が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

#### 附 則

この告示は、令和7年12月15日から施行する。



#### 京都府警察本部告示第140号

電子情報処理組織による申請等及び処分通知等の方法等に関する告示を次のように定める。

令和7年12月12日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

#### 電子情報処理組織による申請等及び処分通知等の方法等に関する告示

電子情報処理組織による申請等の方法等に関する告示（令和3年京都府警察本部告示第61号）の全部を改正する。

(申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている、又は記載すべき事項を入力する方法)

第1条 京都府公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年京

都府公安委員会規則第16号。以下「規則」という。）第4条第3項により申請等を書面等で行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている、又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読み取り装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行った者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

(規則第4条第4項に規定する警察本部長が定める場合)

第2条 規則第4条第4項に規定する警察本部長が定める場合は、警察本部長が指定する申請等ごとに、警察本部長により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ警察本部長が指定する措置を講じる場合とする。

(申請等を行った者を確認するための措置として警察本部長が定める措置)

第3条 規則第5条に規定する申請等を行った者を確認するための措置として警察本部長が定める措置は、前条に規定する措置とする。

(処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により受けることを希望する旨を届け出る方法)

第4条 規則第8条第2号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、規則第4条第2項に規定する方法によって公安委員会等に届け出るものとする。

(書面等への文字等の表示)

第5条 規則第6条第1項の場合において、規則第4条第2項及び第3項の規定により申請等を行う者は、書面等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に係るものに限る。）を提出しようとするときは、警察本部長が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

#### 附 則

この告示は、令和7年12月15日から施行する。